第五条　加盟集団

二以上の締約国政府は、理事会及び寄託者に対する通告により、加盟集団として機関に加盟することを宣言することができる。当該通告は、当該二以上の締約国政府が定める日に、理事会の同意する条件に従って効力を生ずる。

第五章　国際コーヒー機関

第六条　国際コーヒー機関の所在地及び構成

(1)　千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

(2)　機関の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(3)　機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とする。理事会は、適当な場合には、財政及び運営に関する委員会、消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会によって補佐される。また、理事会は、民間部門諮問委員会、世界コーヒー会議及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムの助言を受けるものとする。

第七条　特権及び免除

(1)　機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(2)　機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のために接受国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、接受政府と機関との間で締結された本部協定が適用される。

(3)　(2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a)　接受政府と機関との間で合意する場合

(b)　機関の本部が接受国の領域から移転する場合

(c)　機関が存在しなくなる場合

(4)　機関は、理事会の承認を得て、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5)　接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章　国際コーヒー理事会

第八条　国際コーヒー理事会の構成

(1)　国際コーヒー理事会は、機関の全ての加盟国で構成する。

(2)　加盟国は、理事会における一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理を任命する。また、加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第九条　理事会の権限及び任務

(1)　この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために必要な任務を遂行する。

(2)　理事会は、適当な場合には、委員会及び補助機関（第六条(3)に規定するものを除く。）を設置し、及び解散することができる。

(3)　理事会は、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を定める。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための方法を定めることができる。

(4)　理事会は、その活動の指針とし、及び優先順位（第二十八条の規定によって実施される事業計画に係る活動並びに第三十四条の規定によって実施される研究、調査及び報告についての優先順位を含む。）を特定するため、戦略的な行動計画を定期的に策定する。当該行動計画において特定された優先順位は、理事会によって承認される年次活動計画に反映する。

(5)　理事会は、また、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他望ましいと認める記録を保管する。

第十条　理事会の議長及び副議長

(1)　理事会は、各コーヒー年度につき、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

(2)　議長は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出するものとし、副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コーヒー年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

(3)　議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十一条　理事会の会合

(1)　理事会は、年二回通常会合を開催し、及び理事会が決定する場合には特別会合を開催する。理事会は、十の加盟国の要請に基づいて特別会合を開催することができる。会合についての通報は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。緊急の場合の会合についての通報は、少なくとも十日前に行う。

(2)　理事会は、別段の決定を行わない限り、機関の所在地において会合する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれに同意する場合には、理事会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものは、当該加盟国が負担する。

(3)　理事会は、非加盟国又は第十五条若しくは第十六条に規定する機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。理事会は、各会合においてオブザーバーの参加について決定する。

(4)　理事会の会合において決定を行うためには、加盟輸出国及び加盟輸入国のそれぞれの区分において、過半数の加盟国であって三分の二以上の票数を代表するものが出席していなければならない。理事会の会合又は全体会合の開始時に定足数が得られない場合には、議長は、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、さらに、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げることができる。この再び定められた開始時に引き続き定足数が得られない場合には、決定が必要な事案は、理事会の次の会合に延期される。